

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Home Office

国別情報及びガイダンス

イラン: ジャーナリスト及びブロガー

2014年10月9日

序文

本文書は、イランに関する出身国別情報(COI: country of origin information)を提供すると同時に、英国内務省の意思決定者がイランの国民/居住者による申請を扱う上でのガイダンスを提供する。本文書は、申請が、庇護、人道的保護、又は裁量許可を認めるに値するか否か、また、一申請が却下された場合—「2002年入国管理及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)」第94条に基づいて「根拠が無いことが明らかである」と断定できるか否かに関するガイダンスも提供する。

意思決定者は、ケース固有の事実、本文書に含まれるガイダンス、入手できる出身国別情報(COI)、適用可能な判決例、及び、関連政策に係る英国内務省によるケースワーク・ガイダンスなど、すべての関連情報を考慮して、申請をケースごとに検討しなければならない。

本指示書の中で示される特定のガイダンスへのリンクは、英国内務省の内部システム内のものである。これらの文書の公開版は、以下のURLで閲覧可能である：

<https://www.gov.uk/immigration-operational-guidance/asylum-policy>

国別情報

本文書内に含まれる出身国別情報(COI)は、(主に)英語で発行されている幅広い外部情報を編集したものである。情報の妥当性、信憑性、正確性、客観性、最新性、透明性、及び追跡可能性を考慮し、正確を期すため、できる限り個別の情報源から得た情報を確認することに努めた。引用した情報源は、すべて脚注に記した。本文書は、2008年4月付の「欧州連合共通出身国情報処理ガイドライン(Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI))」、及び欧州庇護支援事務所(European Asylum Support Office)による2012年7月付の調査ガイドライン「出身国情報報告書の方法論(Country of Origin Information report methodology)」を参考に調査・作成された。

本文書に関する意見

本文書が提供するガイダンスと情報については、常に改善に努めている。従って、本文書に対する意見があれば、cpi@homeoffice.gsi.gov.uk宛てにEメール願いたい。

国別情報に関する第三者諮問機関

国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI: Independent Advisory Group on Country Information)は、国境局独立主任検査官(Independent Chief Inspector of Borders and Immigration)によって、2009年3月に設立された。その使命は、英国内務省の出身国別情報(COI)資料の内容について、国境局独立主任検査官(Independent Chief Inspector of Borders and Immigration)に提言をすることである。国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)は、英国内務省の出身国別情報(COI)資料に関する意見を歓迎する。国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)の作業内容、及び、国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)がレビューした出身国情報(COI)文書の一覧は、独立主任検査官

(Independent Chief Inspector)のウェブサイトで入手できる。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI: Independent Advisory Group on Country Information)は、英国内務省の作成した資料、手順、又は政策を支持するための機関ではない。

国別情報に関する第三者諮問機関(IAGCI)の連作先を以下に示す:

国境局独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN

E メール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

目次

序文	2
第1章: ガイダンス	5
1.1 申請の根拠	5
1.2 問題の概要	5
1.3 問題の検討	5
1.4 政策の概要	7
第2章: 情報	8
2.1 概要	8
2.2 プロガー	10
2.3 ジャーナリスト	14
イランの地図	
判決例 <u>BA (Demonstrators in Britain – risk on return) Iran CG [2011] UKUT 36 (IAC)</u>	

第1章: ガイダンス

2014年8月27日更新

1.1 問題の根拠

- 1.1.1 ジャーナリスト(インターネット経由のメディアを含む)、ブロガー、又はオンライン活動家としての活動が、イラン政府に批判的である、又は批判的と見なされていることを理由に、イラン政府当局から嫌がらせ、危害、及び/又は逮捕と拘留などの行為を受ける恐怖。

1.2 特定の問題

- 申請者の説明は信憑性が高いか?
- ジャーナリスト及び/又はブロガーは、特定の社会集団 (PSG: particular social group)を形成しているか?
- 申請者は、イラン政府当局から迫害を受ける現実的なリスクを負っているか?
- リスクを負ったこれらの人々は、有効な保護を受けることが可能か?
- 申請者は、そのリスクを回避するために国内で移住することが可能か?

目次に戻る

1.3 問題の検討

申請者の説明は信憑性が高いか?

- 1.3.1 意思決定者は、ジャーナリスト又はブロガーとしての申請者の経験が、内部的に一貫性があり且つ信憑性が高いと同時に、外部的にも一貫性があるか否かを検討しなければならない(即ち、generally known factsと客観的な国別情報と一致する)。

ジャーナリスト及び/又はブロガーは、特定の社会集団 (PSG: particular social group)を形成しているか?

- 1.3.2 ジャーナリスト及び/又はブロガーが、特定の社会集団 (PSG)を形成しているとは認識されていない。但し、ジャーナリスト、ブロガー、又はオンライン活動家であることを理由に、その政治的見解(実際に持っている政治的見解、持っていると推定される政治的見解を含む)に基づいて受ける虐待は、「1951年難民条約(1951 Refugee Convention)の条件に相当する。

申請者は、イラン政府当局から迫害を受ける現実的なリスクを負っているか?

「庇護指令(Asylum Claim)」の庇護申請の検討と信憑性の評価 (Considering the asylum claim and assessing credibility)を参照されたい。

「庇護指令」の庇護申請の検討と信憑性の評価 (Considering the asylum claim and assessing credibility)、また、申請の面談/評価(interviewing/assessing the claim)に関する処理ガイダンスを参照されたい。

国別情報を参照されたい。

- 1.3.3 イラン政府当局は、言論と報道の自由を厳しく制限している。外国の出版物を含め、発行物は国内での発行に先立って検閲を受ける。当局は、出版物の発行を禁止する、不適切と思われる文を削除する、又は言葉の言い換えを求める場合がある。但し、検閲の対象となること自体は、保護の必要性を発生させるものではない。
- 1.3.4 それにも拘らず、イラン政府当局は、嫌がらせ、拘束、暴行、拷問、及び曖昧な罪状で、ブロガーやソーシャル・メディアのユーザーなどインターネットを媒体としたメディアに関わっている人々を含め、報道内容が政府に批判的である、又は批判的と思われる発行者、編集者、ジャーナリストを迫害・処罰している。ジャーナリストやブロガーを含め、政府に批判的である、又は批判的と思われる人々は、勾留される可能性が高い。勾留施設の一部は欧州人権裁判所(ECHR)第 3 条に違反している可能性がある。
- 1.3.5 意思決定者は、ジャーナリスト又はブロガーと称する申請者が、その活動により、イラン政府当局に警戒心を生じさせた、又は生じさせる可能性が高いと証明できることで納得しなければならない。また、関連要素、特に以下に挙げた要素を考慮する必要がある：
- 問題の報道資料のテーマ。
 - 用いられている言葉使い、及び口調。
 - 通信手段。
 - 報道の範囲(報道の発信相手は何人ほどいるか)。
 - 報道機関の関心。
 - 報道資料の発信頻度。
 - 過去にも当局に警戒心を抱かれたことがあるか。
- 1.3.6 数多くのイラン人が、英国で抗議活動や政治的デモ活動に参加している。こうした活動に参加している人々をイラン政府が一人一人監視することはできないため、意思決定者は、申請者が以前イランに関わった政治活動に加え、その関わりの深さも考慮に入れなければならない。
- 1.3.7 現場での活動を考慮に入れつつ、国別ガイダンスの BA (Demonstrators in Britain – risk on return) Iran CG [2011] UKUT 36 (IAC) のケースで定められたものと同様の要因も考慮に入れ、リスク査定を行わなければならない。
- 1.3.8 ジャーナリストやオンライン活動家の家族は、標的となることがある。家族から提出された申請を検討する際、意思決定者は、すべての関連要素、特に以下に挙げた要素を考慮する必要がある：

国別情報を参照されたい。

「庇護指令」の庇護申請の検討と信憑性の評価 (Considering the asylum claim and assessing credibility)を参照されたい。

- 問題のジャーナリストやオンライン活動家と、申請者との関係の程度。
- 問題のジャーナリストやオンライン活動家の活動に対する支援(実際に行った支援、又は行ったことが疑われる支援)。
- 家族は過去にも当局に警戒心を抱かれ、逮捕、勾留、嫌がらせなどが行われたことがあるか。
- 申請者固有のプロフィール、履歴、及び活動。

リスクを負ったこれらの人々は、有効な保護を受けることが可能か?

1.3.9 この申請カテゴリーは、イラン政府からの虐待を恐れる人物が抱く恐怖に関連するものであるため、当局からの保護を受けることはあまり期待できない。

申請者は、そのリスクを回避するために国内で移住することが可能か?

1.3.10 この申請カテゴリーは、イラン政府からの虐待を恐れる人物が抱く恐怖に関連するものであるため、この恐怖から逃れるためにイラン国内で移住することは実現不可能である。

[目次に戻る](#)

1.4 政策の概要

ジャーナリスト、ソーシャル・メディアのユーザー、及びブロガーなどを含む、政府に批判的と見なされている人々は、イラン政府から嫌がらせ、威嚇、恣意的な逮捕、重い懲役刑、外部との接触を断たれた状態での勾留、不公正な裁判、及び拷問の対象となる可能性がある。

こうした扱いを受けた被害者は、国の有効な保護を受けることも、リスクを緩和するために国内で移住することもできない。

家族が虐待を受けるリスクもある。

それぞれのケースは、固有の利点に基づいて検討すべきであるが、このカテゴリーの申請者で、政府当局に警戒心を抱かれていること、又はその可能性がかなり高いことを証明できる者は、一般的に、その政治的見解(実際に持っている政治的見解、持っていると推定される政治的見解を含む)を理由に、庇護を認めるに値する。

申請が却下された場合、「2002年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)」第94条に基づいて「根拠が無いことが明かである」と判断される可能性は低い。

「庇護指令」の[国内移住\(Internal Relocation\)](#)を参照されたい。

第2章: 情報

2.1 概要

- 2.1.1 表現が「イスラム教の基本的原理や公共の権利を損なう」と見なされる場合を除き、憲法は表現と報道の自由を認めている。法律は、どのような形態にせよ、国家に批判的なプロパガンダを散布した者は、最長1年の懲役に処すと定めている。ここで言う「プロパガンダ」は定義されていない。法律は、国家や国家の治安を脅かす、又は「イスラム教を侮辱する」ような犯罪を扇動した者に対する処罰を定めている。イスラム教の侮辱罪は、死刑に値する。イラン政府は言論と報道の自由を厳しく制限しており、政府を直接的に批判した人々や、人権問題を提起した人々を威嚇・迫害するために、法律を利用している。国際非政府機関(NGO)ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)によると、イラン政府は2013年を通して報道機関を威嚇する運動を続けたという。¹
- 2.1.2 イラン政府の Press Supervisory Board は、報道免許を発行しており、政府又は政権に批判的な記事を発行した報道機関からは、免許を剥奪することもある。2013年中、政府は、政府官僚を批判していると思われる発行物に対し、違法化、遮断、廃刊、検閲などの処分を行った。また、外国メディアがイラン国内で動画や写真を撮影することを禁止し、外国の通信社に対し、ビザ発行前に詳細な取材計画や話のテーマを提出することを求め、圧力をかけて影響を与えようとした。政府の視聴覚政策の主な担い手であるイラン・イスラム共和国放送(IRIB: Islamic Republic of Iran Broadcasting)は、完全な国営放送を運営している。憲法の下、最高指導者がイスラム共和国放送(IRIB)の局長を任命し、大統領の代表らで構成される委員会、裁判官、及びイラン国会(Islamic Consultative Assembly)がイスラム共和国放送(IRIB)の活動を監督する。文化イスラム指導省(Ministry of Culture and Islamic Guidance)は、外国の出版物を含め、国内での発行に先立って全ての発行物に事前に目を通し、出版物の発行を禁止する、不適切と思われる文を削除する、又は言葉の言い換えを求める場合がある。
- 2.1.3 米国国務省(U.S. State Department)は、次のように報じている:「イスラム革命防衛隊(IRGC: Islamic Revolutionary Guard Corps)の管理下で活動するバスイージ(Basij、民兵部隊の意)『サイバー委員会』、サイバー警察、及びサイバー軍は、国家の治安を脅かすサイバー攻撃と見なされる行為を監視・特定し、これを阻止する。これらの組織は、特に、Facebook、Twitter、YouTube、及びFlickrなどソーシャル・ネットワーク上の違法なウェブサイトを通じた市民活動に監視の焦点を絞り、政府を批判した人々に対し、デリケートな社会問題を提起するなど、嫌がらせをしたと伝えられる。[...] 政府は、反政府派、改革派、活動家、及び人権擁護の会議、運動、及び通信内容を監視している。また、書簡、Eメール、その他の公的・私的通信に基づいて、国家治安を脅かした罪、及び政権を侮辱した罪で人々を頻繁に告発している。」²

¹ 米国国務省: Iran 2013 Human Rights Report 2014年1月21日 Section 2 Freedom of Speech and Press; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport>

² 米国国務省: Iran 2013 Human Rights Report 2014年1月21日 Section 2 Freedom of Speech and Press; <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport>

2.1.4 United States Commission on International Religious Freedom 2014 によると、イラン政府当局は、イスラム革命又はイラン政府に批判的な内容を口にした、又は執筆したジャーナリスト、ブロガー、及び人権擁護家を頻繁に拘束し、嫌がらせを行っているという。³ 国境なき記者団(RSF: Reporters Sans Frontières)は、イランでは、内容のフィルタリング、インターネット・サービス・プロバイダーの操作、通信傍受、サイバー攻撃、及びブロガーやネチズン(ネットワーク上の市民)の投獄が日常茶飯事であるとしている。国内でのこうした抑圧政策の実行を担っているのが、Supreme Council for Cyberspace、Organised Crime Surveillance Centre、及び革命防衛隊(Revolutionary Guards)の3つの機関である。⁴

2.1.5 国境なき記者団(RSF)は、2014年4月17日、約100人の反乱警察が、革命防衛隊、及び平服を着たイラン情報省の役人を伴い、政治犯が収容されているテヘラン(Teheran)のエヴィーン刑務所(Evin Prison)第350監房の大掛かりな検査を始めたと伝えている。数十人の被勾留者が殴打され、負傷しているにも拘らず、第240監房内の隔離独房に監禁された。この中には、Mohammad Sadegh Kabovand、Hossein Ronaghi Malki、Mohammad Davari、Said Matinpour、Siamak Qaderi、Said Haeri、Yashar Darolshafa、及びAlireza Rajaiが含まれている。⁵ Freedom Houseは、「反体制派と疑われる人々は、非公式且つ違法な収容施設で勾留されている。一般的に、刑務所の状況はひどく劣悪で、暴行、強姦、拷問及び勾留中の死亡が頻繁に報告されている。」と伝えている。⁶

2.1.6 米国国務省の報告書 Country Report on Human Rights Practices for 2013, Iran は、次のように記している:

「他にも、以下の人権侵害行為が報告されている: 失踪; 裁判によって科された手足の切断や鞭打ちを含む残酷、非人間的、且つ人間の尊厳を貶める扱い又は処罰; 殴打や拷問などの政治的動機による暴力と抑圧; 勾留施設や刑務所における過酷且つ生命を脅かすほどの状況(勾留中に死亡したケースが報告されている); 恣意的な逮捕及び長期間に渡る裁判前の勾留(外部との接触を絶った状態の場合もある); 治安部隊の刑事責任免除; 公正な裁判の否定(法の正当な手続き無しで処刑される場合もある); 独立した司法制度の欠如; 政治犯、及び政治的見解を理由に拘束された被勾留者; 民法上の手続きと救済制度の執行不備; プライバシー、家族、自宅、及び通信内容への恣意的な介入; 言論(インターネット経由を含む)と報道の自由の厳格な制限; ジャーナリストに対する嫌がらせ; 検閲と報道

³ United States Commission on International Religious Freedom <http://www.uscifr.gov/countries/iran> – Annual Report 2014 Iran, 2014年4月30日
<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/USCIRF%202014%20Annual%20Report%20PDF.pdf>, 2014年8月18日閲覧

⁴ Reporters Sans Frontieres, <http://en.rsf.org/> – Enemies of the Internet 2014 - Iran: Cyberspace Ayatollahs 2014年3月12日
<http://12mars.rsf.org/2014-en/2014/03/11/iran-the-revolutionary-guards-the-supreme-council-for-cyberspace-and-the-working-group-for-identifying-criminal-content>
2014年8月18日閲覧

⁵ Reporters Sans Frontieres <http://en.rsf.org/>: Iran: RWB calls for Independent Inquiry into Police Search of Evin Prison 2014年4月24日
<http://en.rsf.org/iran-rwb-calls-for-independent-inquiry-24-04-2014,46193.html>, 2014年8月18日閲覧

⁶ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>, Freedom in the World 2014 – Iran –2014年1月23日
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2014/iran-0>, 2014年8月18日閲覧

内容制限...」⁷

2.1.7 同報告書は、続けて次のように記している:

「刑務所の状況は、過酷で生命を脅かすものであることが多い。過酷な状況、隔離独房、及び拷問に耐えかねて自殺した者もいると伝えられている。暴行の加害者の手による負傷、及び刑務所の劣悪な衛生状態に苦しむとされる受刑者らは、刑務所当局から治療を否定される場合が多い... 国連人権高等弁務官(UN High Commissioner for human rights)の(2013年)7月31日付の年次報告書は、刑務所当局が国連特別報告官事務所(Office of the Special Rapporteur)に連絡を取ったとして、受刑者に対して拷問、威嚇、及び隔離監禁などの罰を与えたと伝えている。」⁸

2.2 ブロガー

2.2.1 2013年、イラン政府は、穏健な表現を用いて政府批判を行った数人のブロガー及びウェブマスターを起訴・処罰した。2013年4月9日、ブロガーMojtaba Daneshtalabは、最高指導者ハメネイ(Khamaneh)師の議会制度導入の提案を批判した2011年の記事に関連し、「最高指導者を侮辱した」として、6か月の懲役に処された。2013年10月6日、当局は、刑の終了したDaneshtalabを釈放した。⁹

2.2.2 Freedom Houseの2013年版の報告書Freedom of the Netによると、イランのインターネット・ユーザー、中でも当局に批判的な人々、及び少数民族、少数派宗教のメンバーは、自身のオンライン活動に関し、監視、嫌がらせ、及び投獄の脅しを頻繁に受けているという。憲法は、意見と表現の限定的な自由を定めているが、実際には無計画に執行された数々の法律が、これらの権利を制限している。例えば、「2000年新聞条例(2000 Press Law)」は、イスラム教の原理に反する考え、又は公共の権利を損なう考えの出版を禁止しているが、どちらも明確に定義されていない。イラン政府と裁判所は、この法律に則って批判的な意見を違法とすることが多い。「2009年コンピューター犯罪法(CCL: 2009 Computer Crime Law)」は、スパイ行為、ハッキング、海賊行為、フィッシング、誹謗中傷、及び、「公共の倫理」を損なう、又は『虚偽の情報の散布』と見なされる資料の発行などの行為に対する処罰を定めている。「2009年コンピューター犯罪法(CCL)」によって科される処罰は過酷なものである。公共の倫理と貞節に対する犯罪は死刑に相当する。また、コンテンツの制限を怠ったサービス・プロバイダーには、長期の懲役刑、高額の罰金、及びその他の罰則が科される。¹⁰

⁷ 米国国務省 Country Report on Human Rights Practices for 2013: Iran: Executive Summary: 2013年10月8日閲覧, <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220352>

⁸ 米国国務省 Country Report on Human Rights Practices for 2013: Iran: Section 1: Prison and Detention Centre Conditions: 2013年10月8日閲覧
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2013&dliid=220352>

⁹ 米国国務省: Iran 2013 Human Rights Report 2014年1月21日 Section 2 Freedom of Speech and Press;
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport>

¹⁰ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>, Freedom on the Net 2013 Iran, 2013年10月3日
http://freedomhouse.org/sites/default/files/resources/FOTN_2013_Full_Report_0.pdf
2014年8月28日閲覧

- 2.2.3 2009年6月以降、イラン政府当局は、様々な形態の法的及び超法規的な威嚇を通じてオンライン活動を弾圧してきた。威嚇、逮捕、拷問、隔離独房への監禁、及び医療の否定を受けたブロガーは、ますます増えている。一方、一般の犯罪者は正式に裁判と判決を受けている。¹¹ 国外に住むイラン人も、オンライン活動について威嚇されている。オランダに住むイラン人学生の父親も、息子が **Facebook** に書き込んだ皮肉的な投稿を理由に逮捕された。イラン政府当局は、息子に対し、イランに帰国しなければ父親を処刑すると脅迫した。¹²
- 2.2.4 報告書 **Freedom House 2013** は、政府を批判する内容をオンラインに投稿したとして、2012年10月31日にイランのサイバー警察により逮捕されたイラン人ブロガー **Sattar Beheshti** のケースを報じた。同ブロガーは、4日間勾留された後、死亡したと発表された。当初、死亡の確認を取ることは困難であったにも拘らず、このニュースは忽ちソーシャル・ネットワーク上のサイトやブログでトップ・ニュースの見出しの一つとなった。テヘランのサイバー警察の責任者は、イスラム共和国治安部隊司令官 (**Commander of the Islamic Republic Security Forces**) により、「監督不行き届き及びケースの処理の失敗」を理由に解任された。¹³
- 2.2.5 外務英連邦省 (**FCO: Foreign and Commonwealth Office**) は、2013年版報告書 **Human Rights and Democracy Report** の中で、**Sattar Beheshti** が勾留中に死亡したケースの捜査は、イラン検視局 (**Iranian Coroner's Office**) 長の命令で、2013年7月に打ち切られたと発表した。検視局長は、勾留中に **Beheshti** が受けた殴打と虐待は、死に至るほどのものではなかったとした。当時、この死亡事件に関連して、刑事責任を問われた者はいなかった。**Beheshti** のケースで証言を行った服役中の活動家 **Abolfazl Abedini** は、2013年7月に、明確な説明も無くアフヴァーズ刑務所 (**Ahwaz prison**) に移送され、**Beheshti** の検死を行った医師は、2013年12月に逮捕された。また、**Beheshti** の遺族は、治安部隊による嫌がらせを未だに受けている。¹⁴
- 2.2.6 しかし、2014年8月、ジャーナリスト保護委員会は、**Sattar Beheshti** が死亡したケースで警察官1名が有罪判決を受けた一報を聞き、これを歓迎し、捜査と裁判の詳細を開示するようにイラン政府当局に求めた。報告によると、この警察官は、問題のブロガーを暴行し、侮辱したとして、懲役3年、国外追放2年、更に鞭打ち74回の刑に処されたという。¹⁵

¹¹ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>, Freedom on the Net 2013 Iran, 2013年10月3日 http://freedomhouse.org/sites/default/files/resources/FOTN_2013_Full_Report_0.pdf 2014年8月28日閲覧

¹² Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>, Freedom on the Net 2013 Iran, 2013年10月3日 http://freedomhouse.org/sites/default/files/resources/FOTN_2013_Full_Report_0.pdf 2014年8月28日閲覧

¹³ Freedom House <http://www.freedomhouse.org/>, Freedom on the Net 2013 Iran, 2013年10月3日 http://freedomhouse.org/sites/default/files/resources/FOTN_2013_Full_Report_0.pdf 2014年8月28日閲覧

¹⁴ 外務英連邦省, <https://www.gov.uk/government/publications/iran-country-of-concern> – Human Rights and Democracy Report 2013 – Human Rights in Countries of Concern – Iran 2014年4月10日 <https://www.gov.uk/government/publications/iran-country-of-concern/iran-country-of-concern>, 2014年8月18日閲覧

¹⁵ ジャーナリスト保護委員会, <https://cpj.org/>, Police officer convicted in death of imprisoned Iranian blogger, 2014年8月7日 <https://cpj.org/2014/08/police-officer-convicted-in-death-of-imprisoned-ir.php> 2014年8月18日

2.2.7 2013年版 Human Rights Watch World Report は、革命裁判所が、2012年4月4日、著名なブロガーであり、「弔う母たち(Mourning Mothers)」の支持者でもある Mansoureh Behkish という女性に対し、「政権に批判的なプロパガンダを拡散した」罪、また、「国家治安を損なうための集会と共謀を行った」罪で、懲役 4 年半の刑を宣告したと報じた。Behkish は、2009 年の選挙後の弾圧、及び 1988 年の刑務所での虐殺の被害者を擁護する活動を行っていた。¹⁶ Behkish は、イランの人権活動家であり、女性の人権を擁護する活動も行っていた。国連事務総長 Ban Ki-Moon に送られた 2009 年 10 月 30 日付の書簡の署名者でもある。この書簡は、イランの政治犯に対する人権侵害を訴え、イランの特別代表(Special Representative)事務所を再設置すること、及び、イランで死刑を宣告された受刑者の助命を国連に嘆願するものであった。¹⁷

2.2.8 オンライン・ニュース報道局「Mashable」は、イラン政府が、あるテック・ブロガー(テック・ブログの作成者)の集団をスパイ行為、及び外国メディアとの共働の罪で合計 36 年の懲役刑に処したと報じている。裁判所は、テック・ガジェット・サイト Narenji で活動していた同集団のメンバー全員に対し、1 年半から 11 年までの懲役刑を宣告したと、ブロガーらと親しい情報筋が Mashable に伝えた。2013 年 12 月には、Narenji ブロガー 8 人、並びにサイバー活動家 8 人が、国家の治安を損なう活動に従事した罪、及び、外国の「敵対メディア」と繋がりを持った罪で、革命防衛隊によって逮捕された。イラン国営テレビは、その後、被疑者らが手錠を掛けられ、壁を向いて立っているところを放映した。この逮捕は多くの人々を驚かせた。被疑者らが、イランの強硬派が標的とするインターネットを媒体とした活動家のプロフィールと合致していなかったからである。アル・ジャジーラ(Al Jazeera)放送局は、Narenji をイラン版 Mashable として表現し、そのブログが「Android や iPhone 用のアプリケーションのレビューなどで人気があるが」、トラブルを避けるため、「政治問題に関わったことは無い」と報じている。¹⁸

2.2.9 逮捕されたブロガーのうち、3 人は後に釈放されたが、以下の 5 人は勾留されたままである: Aliasghar Honarmand(Narenji の創設者であり、Narenji を運営する会社の Paat Shargh Govashir の所有者)、Abbas Vahedi(Narenji の編集者)、Hossein Nozari (Paat Shargh Govashir のディレクター)、Reza Nozari(Narenji の姉妹サイトである Nardebaan のテック・ブロガー)、Ehsan Paknejad(Narenji のテック・ブロガー)。刑は、最近の傾向に従って重いものになることが予想される。専門家らは、これは、イランのネチズンに恐怖を与えるための方針であると指摘している。2013 年 5 月末、地方裁判所が 8 人に対し、合計 123 年の懲役刑を宣告した。そのうちの一人である英国人女性 Roya Saberinejad Nobakht は、Facebook 及びオンライン・チャットの友人に宛てたコメントの中で、イラン政府を「過度に抑圧的」、また「過度にイスラム主義的」と表現したとして、懲役 20 年の刑を言

閲覧

¹⁶ Human Rights Watch, <http://www.hrw.org/> World Report 2013 – Iran, 2014 年 1 月 21 日
<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/iran?page=2>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

¹⁷ Front Line Defenders: Mansoureh Behkish: Human Rights in Iran: 2014 年 10 月 8 日閲覧,
<https://frontlinedefenders.com/MansourehBehkish>

¹⁸ Mashable, <http://mashable.com/>. Iran Doles Out Prison Sentences to Tech Bloggers or Enemy Cyber Activists
2014 年 6 月 20 日
<http://mashable.com/2014/06/19/iran-tech-bloggers-prison/>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

い渡された。¹⁹

2.2.10 2011年のThe Guardian紙によると、イランの上訴裁判所は、ある有名ブロガーに対する懲役19年の判決を支持したと、同ブロガーの家族が語ったという。イランとカナダの両国籍を持つHossein Derakhshanは、イランに帰国した後の2008年11月に逮捕された。年齢36歳、イラン最初のブロガーの一人とされ、多くの人々に「ブログの父(blogfather)」として知られるHossein Derakhshanは、2010年9月に有罪判決を受けた。敵国と協力し、政権に批判的なプロパガンダを散布し、イスラム主義の思考と宗教界の大物を侮辱したとして、有罪となった。Derakhshanの家族は、上訴裁判所が有罪判決を支持したとイランのメディアに伝えた。刑には、政治組織や報道機関に所属することを5年間禁止することが含まれている。The Guardianの「Comment is Free」というウェブサイトに記事を投稿してきたDerakhshanは、2006年にイスラエルに渡航し、一連の渡航記事を投稿した際に、イラン当局の注意を惹いた。イランはイスラエルとの国交はなく、イラン国民がイスラエルに渡航することを禁止している。イスラエル訪問の後、Derakhshanはブログを再開し、強硬派であるマフムード・アフマディネジャド(Mahmoud Ahmadinejad)イラン大統領への支持を率直に表現した。この行動は反政府活動家を怒らせたと同時に、多くの同僚ブロガーらをも激怒させた。Derakhshanは、アフマディネジャド大統領を支持しているのだから逮捕されないと確信していたのではないかと一部のブロガーは考えている。²⁰

2.2.11 家族によると、Derakhshanは、逮捕後、起訴されるまで500日間に渡り拘束されたという。第1審は2010年6月に開かれた。イランの人権活動グループは、少数民族であるバルーチ(Baluchi)族出身のイラン人ブロガーSakhi Reigiが、懲役20年の刑を宣告されたと発表した。別のブロガーHossein Ronaghi-Malekiは、懲役15年の刑を宣告され、2009年12月以降、投獄されている。18歳の高校生ブロガーNavid Mohebbiは、最近、執行猶予付き懲役3年の刑を宣告された。ペルシャ語は、世界中のブログで最も多く使われている言語である。アフマディネジャド大統領は、2005年に初就任して間もなく、イランのオンライン・コミュニティに対する弾圧運動に着手した。その後、多くのブロガーが逮捕され、一部は長期の懲役刑に処されている。²¹

2.2.12 米国国務省は、次のように記している:「2013年7月13日、テヘラン革命裁判所の裁判官が、Mostafa Daneshjoo、Farshid Yadollahi、及びAmir Eslamiの3名に対し、Gonabadi DervishのウェブサイトMajzooban-e Noor上の活動に関連し、「国家の治安を脅かす意図を持って違法グループを結成した」罪で、それぞれ懲役7年半の刑を言い渡した。オーストラリアの非政府機関(NGO)Sudwindによると、8月24日、Daneshjooは、気管支の疾患と不整脈のため、「非常に危険な」健康状態にあると伝えられている。HRANA: Human Rights

¹⁹ Mashable, <http://mashable.com/>. Iran Doles Out Prison Sentences to Tech Bloggers or Enemy Cyber Activists
2014年6月20日

<http://mashable.com/2014/06/19/iran-tech-bloggers-prison/>, 2014年8月18日閲覧

²⁰ The Guardian: Iranian Blogger Loses Appeal Against 19-Year Sentence –2011年6月9日

<http://www.theguardian.com/world/2011/jun/09/jailed-iran-blogger-loses-appeal>, 2014年8月18日閲覧

²¹ ²¹ The Guardian: Iranian Blogger Loses Appeal Against 19-Year Sentence –2011年6月9日

<http://www.theguardian.com/world/2011/jun/09/jailed-iran-blogger-loses-appeal>, 2014年8月18日閲覧

Activists News Agency によると、Amir Eslami は、8 月に胃の手術を受けたが、イラン当局により、所定の回復期間が終了する前にエヴィーン刑務所に移送されたという。²²

2.2.13 Amnesty International は、2014 年 1 月、服役中の良心の囚人、イラン人ブロガー Mohammad Reza Pourshajari は健康状態が悪化し、緊急の専門的医療を必要としていると報じた。²³ 2014 年 7 月、革命裁判所は、8 人の若者に対し、Facebook に体制を批判する投稿を行ったとして、「国家治安を脅かす行動、政権を批判するプロパガンダの散布、及び宗教的価値やイラン人指導者に対する侮辱」の罪で、11 年から 21 年の懲役刑を宣告した。²⁴

目次に戻る

2.3 ジャーナリスト

2.3.1 2013 年の出来事を報告対象とする米国国務省の報告書は、次のように記している:「イラン政府とその捜査員は、インターネット経由のメディア関係者を含め、発行者、編集者、及びジャーナリストに対し、その報道内容を理由に、嫌がらせ、拘束、暴行、及び迫害などの行為を行っている。政府は、多くのジャーナリストの家族に対する嫌がらせも行っている。服役中のジャーナリストは、頻繁に隔離独房に監禁されている。国連特別報告官の 10 月付けの報告書によると、少なくともジャーナリスト 40 人、ブロガー及びオンライン活動家 29 人が、イラン国内で収監されており、2013 年初め以降、23 人のジャーナリストが逮捕されたという。国際非政府機関(NGO)は、この年、ジャーナリスト数人が国外追放処分となり、政府当局が政治的な理由により発行物を廃刊にしたと伝えている。」²⁵

2.3.2 外務英連邦省の 2013 年版報告書によると、選挙を控え、大統領候補者らの間で行われる活発な討論がテレビで放映されているにも拘らず、言論の自由が普段より厳しく制限されているという。まず、2013 年 1 月にジャーナリスト 24 人が逮捕され、選挙やその他の「デリケートな」問題に関する公開討論に対して警告が発せられた。メディア、インターネット、及びメールは、すべて厳しく制限又は検閲を受けている。但し、こうした制限・検閲は投票日直前に中止されたとされる。かなりの数の外国メディアは、ビザの発行を拒否され、イラン国内からの放送を阻止された。何とか入国できたジャーナリストも、厳しい報道規制を受けた。²⁶

²² 米国国務省, <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/index.htm>

Iran 2013 Human Rights Report 2014 年 1 月 21 日 Section 2 a. Freedom of Speech and Press <http://www.state.gov/documents/organization/220564.pdf>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

²³ Amnesty International <http://www.amnesty.org>, Iran: jailed blogger's health worsening, 2014 年 1 月 11 日 <http://www.amnesty.org/ar/library/asset/MDE13/002/2014/en/8022047a-b2db-4747-af96-253a64753574/mde130022014en.pdf>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

²⁴ Radio Free Europe/Radio Liberty, <http://www.rferl.org/>

Iran Sentences Eight Youths To Jail Over Facebook Postings, 2014 年 7 月 14 日

<http://www.rferl.org/content/iran-facebook-youths-jailed/25455978.html>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

²⁵ 米国国務省, <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/index.htm>, Iran 2013 Human Rights Report 2014 年 1 月 21 日 Section 2 a. Freedom of Speech and Press

<http://www.state.gov/documents/organization/220564.pdf>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

²⁶ 外務英連邦省, <https://www.gov.uk/government/publications/iran-country-of-concern> – Human Rights and

- 2.3.3 大統領選挙を控えた時期は、特に厳しい報道規制が敷かれたが、それは、その時期に限ったことではない。ジャーナリストやブロガーが逮捕され、かなりの数の報道局が閉鎖された。インターネットの回線速度は検閲のために操作されており、500万のウェブサイトがイラン政府当局により遮断された。イラン人が政府のフィルタリングを回避するために頻繁に使う Virtual Private Networks が遮断され、情報の取得がますます制限された。ロウハーニー(Rouhani)大統領とザリーフ(Zarif)外務大臣(Foreign Minister)が Facebook と Twitter を使っているが、これらのソーシャル・メディアも、他のソーシャル・メディアと同様、一般のユーザーには遮断された。国連特別報告官による報告書は、2013年10月、2013年7月だけで67のインターネット・カフェが閉鎖されたことを指摘した。同報告書によると、インターネット・アクセスを制限するイランの法律は、曖昧且つ広範に過ぎる、また、侵害され易い点で、国際基準を満たしていない。²⁷
- 2.3.4 ジャーナリスト保護委員会(CPJ)によると、2013年12月18日時点で、イラン全国で35人のジャーナリストが収監されているという。この数字は、2012年の同期間の45人と比べ、減少した。政府が一部ジャーナリストに一時釈放を認める方針を実行したことが理由の一つである。2013年12月、外国メディアにコンテンツを提供し、ウェブサイトを作成した罪で、インターネット活動家16人が逮捕された。逮捕者の一部は、Facebookの有名な文化・社会ページの運営者であると伝えられる。これらの人々は、政治犯の投獄に関するニュースを時折投稿していた。別の7人は、新技術を専門とするイラン国内のウェブサイトを投稿していたとされる。この7人は、家宅捜索を受け、私物を押収された後、連れ去られたが、所在は不明である。²⁸
- 2.3.5 2013年11月23日、ラフサンジャン(Rafsanjan)の司法当局は、神聖な信仰とイスラム教の価値感をオンラインで侮辱したとして、7人を逮捕したことを認めた。更に、諜報局がインターネットを厳しく監視していること、オンライン上の特定の違反行為を防止するためにあらゆる可能な措置を採る所存であることを警告した。少数民族や改革派と繋がりを持つジャーナリストも、投獄されるリスクを負い続けている。2013年11月、Khosro Kordpour 及び Masoud Kordpour が、国家の治安を損なうために集結・共謀し、制度を批判するプロパガンダを散布したとして、それぞれ6年と3年半の懲役刑を宣告された。この2人の有罪判決は、クルディスタン地域(Kurdistan Province)の人権状況についての報道を含め、主にジャーナリストとしての活動を理由としたものであるとされる。2013年12月7日、詩人の Fatemeh Ekhtesari と Mehdi Mousavi が逮捕され、エヴィーン刑務所に移送された。2人は、批判的な内容や反対意見を著したために投獄されたと見られる。両名は、1か月に渡り勾留された後、保釈された。²⁹

Democracy Report 2013 – Human Rights in Countries of Concern – Iran, 2014年4月10日

²⁷ 外務英連邦省, <https://www.gov.uk/government/publications/iran-country-of-concern>
– Human Rights and Democracy Report 2013 – Human Rights in Countries of Concern – Iran,
<https://www.gov.uk/government/publications/iran-country-of-concern/iran-country-of-concern>, 2014年8月18日
閲覧

²⁸ 国連人権理事会, <http://www.ohchr.org/en/hrbodies/hrc/pages/hrcindex.aspx>, Report of the Secretary-General
on the Situation of Human Rights in Iran 2014年4月7日 – A/HRC/25-26 paragraph 13
http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session25/Documents/A-HRC-25-26_en.doc, 2014年
8月18日閲覧

²⁹ 国連人権理事会, <http://www.ohchr.org/en/hrbodies/hrc/pages/hrcindex.aspx>, Report of the Secretary-General
on the Situation of Human Rights in Iran 2014年4月7日 – A/HRC/25-26 paragraph 14

- 2.3.6 2013年1月、Amnesty Internationalは、合法的な職務を実行していただだけの理由で拘束されているジャーナリスト全員の釈放をイランに提唱した。2013年1月、警察が新聞社を奇襲し、少なくとも14人のレポーターが逮捕された。逮捕されたジャーナリストらは、イラン国外の「反革命の」ペルシャ語の報道機関と協力していたとされる。「イランにおけるジャーナリスト監禁事件の、この最新の例は、報道に対する極めて厳しい規制の結果である。表現の自由を侵害するこうした規制は緩和されなければならない。」Amnesty International 中東・北アフリカ部の副部長である Ann Harrison は、こう語った。³⁰
- 2.3.7 Shargh 紙の元記者 Keyvan Mehrgan、及び Hossein Taghchi が、2013年1月に逮捕されたと伝えられた。治安部隊がテヘランに拠点を置くいくつかの出版社を奇襲し、治安要員が社内を捜索し、ビデオに収めたとされる。治安部隊はジャーナリストら数人の自宅も捜索し、電話、報道許可証が押収された。報道・文化裁判所(Court of Media and Culture)が逮捕状を発行し、逮捕が実行されたと報じられている。最新の一連の逮捕劇は、Mohammad Sadiq Kaboudvand が刑務所に戻された後に起こった。Kaboudvand は、2012年12月、医学的治療を受けるために一時釈放を認められ、その後、エヴィーン刑務所に再収監された。健康状態の悪い Kaboudvand は、報道と人権擁護の活動のために、10年半の懲役を務めている。2007年に逮捕されて以来、初めての一時釈放である。³¹
- 2.3.8 Amnesty Internationalによると、イランのジャーナリストは、穏健な表現による政府批判、人権問題の報道など、合法的な活動を様々な規制で制限されている。近年、数十人のジャーナリストが、嫌がらせを受け、拘束、投獄された。また、被勾留者の家族も、嫌がらせや一時的な勾留の対象となっている。2013年1月時点で、2009年6月の選挙の前後の平和的な職務を唯一の理由として逮捕された人々の多数は、刑務所で服役中であり、多くは劣悪な環境に置かれている。³²
- 2.3.9 ロウハーニー大統領が選出されたにも拘らず、2014年、ジャーナリストやブロガーの扱いは悪化した。2014年7月、国境なき記者団は、次のように記している:「7月22日のWashington Post紙のテヘラン特派員とそのイラン人の妻を含むジャーナリスト2人と写真家1人の逮捕で、イランで投獄されている報道記者の数は65人になった。これには、女性10人が含まれ、そのうち3人は外国人である。これにより、イランは、女性ジャーナリストとネチズンの投獄に関して、世界トップクラスに位置付けられる。国境なき記者団は、主に報道界で活動する女性を狙った令状や逮捕の増加傾向に強い懸念を抱いている。

http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session25/Documents/A-HRC-25-26_en.doc, 2014年8月18日閲覧

³⁰ Amnesty International, www.amnesty.org – Iran Must Release Journalist Detained in Newspaper Office Raids –2013年1月28日

<http://www.amnesty.org/en/news/iran-must-release-journalists-detained-newspaper-office-raids-2013-01-28>, 2014年8月18日閲覧

³¹ Amnesty International, www.amnesty.org – Iran Must Release Journalist Detained in Newspaper Office Raids –2013年1月28日

<http://www.amnesty.org/en/news/iran-must-release-journalists-detained-newspaper-office-raids-2013-01-28>, 2014年8月18日閲覧

³² Amnesty International, www.amnesty.org – Iran Must Release Journalist Detained in Newspaper Office Raids –2013年1月28日

<http://www.amnesty.org/en/news/iran-must-release-journalists-detained-newspaper-office-raids-2013-01-28>, 2014年8月18日閲覧

このうち 7 人が、6 か月から 20 年までの懲役刑に処されている。」³³ ジャーナリスト保護委員会は、2014 年の最初の数か月間、「イラン当局は、回転扉式の方針でジャーナリストの投獄を実行した。短期間の一時釈放で数人を釈放する一方で、新たな逮捕を実行した。」と報じている。³⁴

2.3.10 2014 年 8 月 1 日、Amnesty International は、次のように記している:「イランにおけるフリージャーナリストの逮捕、迫害、投獄の激増は、イラン政府が、ハサン・ロウハーニー(Hassan Rouhani)大統領が選出されたことで高まった期待を完全に潰す固い意志を持っていることを示している。」³⁵ Amnesty International 中東・北アフリカ部の副部長である Hassiba Hadj Sahraoui は、次のように語った:「イランにおけるジャーナリストの扱いは、ジャーナリズムが象徴するすべてを危険に晒している。最近の数か月間において、当局に批判的であると見なされる者は、誰でも逮捕・迫害の高いリスクを負う。批判の声を上げることは、刑務所に直行することを意味するという恐怖の緊迫した風潮ができあがっている。」³⁶ Amnesty International の報告資料には、2014 年 4 月から 7 月までの間に刑期が開始される逮捕・令状の対象となったジャーナリストや報道関係者の情報が含まれている。³⁷

2.3.11 2014 年 8 月 8 日、国連人権専門家のグループは、表現と意見の自由、及び平和的な集会と結社の自由の権利を行使している人々が逮捕され、罰せられるケースが増加している最近の傾向に、強い懸念を表明した。³⁸ 同グループは、次のように語っている:「2014 年 5 月 22 日以降、少なくとも 36 人のジャーナリスト、ブロガー、映画作成者、及び著者—その多くは人権活動家でもある—が、その報道活動に関連して、又は、単にソーシャル・メディア上のウェブサイトに関与した理由で、逮捕、令状、又は有罪判決を宣告されている。そのうちの数人は、平和的な集会に参加した後、「国家の治安を損なうために集結・共謀した」罪でも告発された。[...] このうちのかなりの人数は、隔離独房又は不明の場所に、不明の罪状で、監禁されている。多くの裁判が、弁護士不在、及び自身の刑の宣告に立ち会えないなど、所定の手続きをとらず、不可解な状況で行われた。これらの被疑者は、6 か月から 20 年を超える懲役刑を宣告された。更に、少なくとも一人

³³ 国境なき記者団, <http://en.rsf.org/>: Iran - Iran is world's leading jailer of female journalists and netizens, 2014 年 7 月 30 日, <http://en.rsf.org/iran-iran-is-world-s-leading-jailer-of-28-07-2014,46712.html>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

³⁴ ジャーナリスト保護委員会, <https://cpj.org/>, In Iran, series of arrests and prosecutions target journalists, 年 7 月 7 日
<https://cpj.org/2014/07/in-iran-series-of-arrests-and-prosecutions-target-.php>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

³⁵ Amnesty International, <http://www.amnesty.org>, New wave of attacks against journalists as repression escalates, 2014 年 8 月 1 日
<http://www.amnesty.org/en/news/iran-new-wave-attacks-against-journalists-repression-escalates-2014-08-01>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

³⁶ Amnesty International, <http://www.amnesty.org>, New wave of attacks against journalists as repression escalates, 2014 年 8 月 1 日
<http://www.amnesty.org/en/news/iran-new-wave-attacks-against-journalists-repression-escalates-2014-08-01>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

³⁷ Amnesty International, <http://www.amnesty.org>, Iran: Jailed for being a journalist, 2014 年 8 月 1 日
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE13/044/2014/en/dd84c019-761d-45a1-8ab6-d6c5e74942a5/mde130442014en.pdf>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

³⁸ OHCHR news, <http://www.ohchr.org/>, Iran: UN rights experts condemn the recent wave of arrest and sentencing of civil society actors, 2014 年 8 月 8 日
<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=14926&LangID=E>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

が鞭打ち 50 回の刑、もう一人が死刑を宣告された。」³⁹ 2014 年 8 月 12 日、国境なき記者団は、2014 年に発生した報道の自由の侵害事例の一覧を発行した。⁴⁰

³⁹ OHCHR news, <http://www.ohchr.org/>, Iran: UN rights experts condemn the recent wave of arrest and sentencing of civil society actors, 2014 年 8 月 8 日
<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=14926&LangID=E>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

⁴⁰ Reporters Sans Frontières, <http://en.rsf.org/>, Press freedom violations recounted in real time January 2015, 2014 年 8 月 12 日, <http://en.rsf.org/press-freedom-violations-recounted-23-01-2014.45705.html>, 2014 年 8 月 18 日閲覧

イランの地図

これは、主要な都市と地域を示したイランの地図である。



Map No. 1891 Rev. 1 UNITED NATIONS
January 2004

Department of Peacekeeping Operations
Cartographic Section

41 国連, イラン・イスラム共和国の地図, 2004年1月
<http://www.un.org/depts/Cartographic/map/profile/iran.pdf>, 2014年8月18日閲覧

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

判決例

BA (Demonstrators in Britain – risk on return) Iran CG [2011] UKUT 36 (IAC)

裁判所は、次のような判断を下した:

1. 英国でデモ活動を行う人々の数の多さ、及び、**Facebook** 上などでデモ活動家らが浴びる注目の度合い、更にはイラン政府が英国でデモ活動に関わった帰国者全員を監視することは不可能であることを勘案し、申請者が英国に関わったデモ活動の程度、並びに、英国で庇護申請を提出する以前にイランに関わった政治活動について、考慮する必要がある。
2. (a) 帰国したイラン人は、到着の際に審査される。活動家のプロフィールに合致する帰国者は、書類の検索が行われる一方で拘束される可能性がある。学生、中でも政治活動を行っていたことが知られている学生は、不法出国した者と同様、尋問を受ける可能性が高い。
(b) イランを不法出国した者、又は単に英国から帰国した者は、迫害を受ける現実的なリスクを負っていない。国別情報のケース **SB (Risk on Return-Illegal Exit) Iran CG [2009] UKAIT 00053** で裁判所が下した判断に従い、これを支持する。
(c) ホメイニー(Khomeini)国際空港で、顔の生体認証技術を用いている証拠は無いが、一度に200人までの顔を認識できる職員がかなりいる。空港で採られるセキュリティーの手続きは任意なものである。従って、イラン政権が尋問を望んでいる人物が、到着時に政権に検知されない可能性はある。しかし、問題の人物の国外での活動に関する情報が当局に伝わっていた場合、尋問の対象として拘束される、及び/又は、帰宅後にテヘラン空港近くの特別裁判所へ移送されることも考えられる。
3. 申請者がイラン政府当局の注意を惹く可能性、及びイラン政府がこの申請者の追跡を重要視する程度を検討する前に、この申請者が政治活動に関与した程度を考慮することが重要である。これらの要因を考慮してからでなければ、問題の申請者が帰国した際に迫害を受ける現実的なリスクがあるか無いかを判断することはできない。
4. 現場での活動を勘案しつつ、帰国した場合に負うリスクを判断する上で、以下の関連要素を考慮に入れるものとする:
 - (i) 現場での活動の性質:
 - デモ活動のテーマーデモ活動家らが望むこと(政権改革から政権転覆まで、など)。政権はデモ活動家らをどのような存在として認識するのか?
 - デモ活動における役割と政治的背景—申請者は指導的立場にいる者か? 動員者(群衆に呼びかけを行う立場の者など)、組織者(例えば、シュプレヒコールをリードする立場の者など)、又は単なる群衆の一員か? 単なる群衆の一員である場合、能動的か受動的か(旗を持っているか、など)? 申請者の動機は何か? また、その動機は、政権の目から見て申請者のプロフィールに合致しているか?
 - 参加の程度—デモ活動に1、2回参加しただけなのか、定期的に参加しているのか?

- 報道機関の関心ーデモ活動は、英国又は母国で報道されたのか？ 報道内容の性質(画像の品質、ニュースを報道した報道局、など)
- (ii) 身元を確認されるリスク:
- デモ活動家に対する監視ー政権がデモ活動家らの意志に反して、その身元を特定しようとした場合、どのような手段を採るのか？ 動画を撮影する、群衆に捜査員を紛れ込ませる、デモ活動の画像/録画を調べる、など。
 - 政権が個人を特定する能力ー高度な技術を持っているのか？ (顔の生体認証技術など)。群衆の中の個人の名前を特定できる人員を投入するのか？
- (iii) 帰国の際に尋問/何らかの措置を誘引する要素:
- プロフィールー申請者は熱心な反体制派、又は、重要な政治的背景を持つ者として知られているか？ 政権が特に危険と見なす人物のカテゴリーに入るか？
 - 移住歴ー申請者は、どのように出国したのか(不法出国、ビザの種類、など)? 渡航中、滞在した国は？ 帰国の時期と方法は、尋問及び/又は短期間を超える勾留と虐待を誘引する可能性はあるか(予定滞在期間超過、強制送還、など)?
- (iv) 身元特定の結果:
- 政治的背景/政権に対する反抗心の程度 により、デモ活動家の中の格差はあるか？
- (v) 帰国時のリスク:
- 身元の特定ー身元が特定された場合、その情報は体系的に記録・使用されるのか？ それは、税関と連携して行うのか？